定期予防接種の対象となる者の要件に該当しない者に対する 予防接種の実施に関する要領

第1目的

この要領は、予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項において規定する定期予防接種の対象となる者の要件に該当しない者に対し、函館市が実施する予防接種に関して必要な事項を定めるものとする。

第2定義

- 1 定期予防接種の対象となる者の要件に該当しない者とは,市に住 民登録がない者をいう。
- 2 函館市が実施する予防接種とは、A類疾病に係る定期の予防接種とする。

第3 実施の対象となる者および予防接種の種類

- 1 市は、第2の1に規定する者から予防接種の実施に係る申請を受けたときは、その者が下記の各号のいずれかに該当する場合、予防接種を実施するものとする。
 - (1) 配偶者等からの暴力の被害により避難している状態にあり、現に市内に居住していながら、やむを得ず住民登録することができないと認められた場合
 - (2) その他、特に市長が必要と認めた場合
- 2 前記において市が実施する予防接種は、第2の2に掲げるすべてとする。

第4 実施の方法

第3の1の(1)については、予防接種実施申請書(別記様式)を 提出するとともに、母子健康手帳および下記の書類のうちいずれか 一つを提示した場合、市に住民登録のある者と同一に取り扱うもの とする。

- ア 配偶者暴力相談支援センターの発行する証明書
- イ 函館市福祉事務所長が発行する証明書
- ウ保護命令決定書の謄本または正本

第5 関係規定の遵守

予防接種の実施に当たっては、予防接種法関係法令の規定を遵守するものとする。

附則

この要領は、平成24年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

予防接種実施申請書

年 月 日

函館市長様

居住地 函館市申請者 氏 名 電 話

配偶者等からの暴力の被害により避難しているため、現に上記に居住していながら、 やむを得ず函館市に住民登録することができない状態にありますので、下記のとおり 函館市が実施する予防接種の実施について申請します。

記 • □ B C G ・四種混合(□1回目 □2回目 □3回目 □追加) ・三種混合(□1回目 □2回目 □3回目 □追加) ・ポ リ オ (□1回目 □2回目 □3回目 □追加) ・日本脳炎(□1回目 □2回目 □追加 □2期) 予防接種の種類 ・麻しん風しん混合(□1期 □2期) · 水 痘 (□1回目 □2回目) ・B型肝炎(□1回目 □2回目 □3回目) □ 二種混合(2期) ・ヒブワクチン (□1回目 □2回目 □3回目 □追加) ・小児用肺炎球菌ワクチン(□1回目 □2回目 □3回目 □追加) ・子宮頸がん予防ワクチン(□1回目 □2回目 □3回目) _ (ふりがな) (性 被 男 · 女 氏 名 別 接 種 者 生年月日 年 月 H 住民登録のある住所 月頃 函館市への居住開始時期 年

【担当者確認欄】

□母子健康手帳	□ 関係書類写し添付	(要領第4-2) ア・イ・ウ	担当者	
---------	------------	----------------	-----	--